

他人事では済まされない

長野支社で 労働基準法違反発生

イベント対応で労働基準法第 34 条違反

コンプライアンス遵守はどこへ…

休憩なしでイベント対応。社員の健康は？

組合員からの声で事象が発覚しました！

労働基準法 第 34 条(休憩)

1. 使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 45 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
2. 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。
3. 使用者は、第 1 項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

罰則 6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金(第 119 条)

労働組合は必要です！東日本ユニオンに加入しよう！